

堀川保育園

【重要事項説明書】

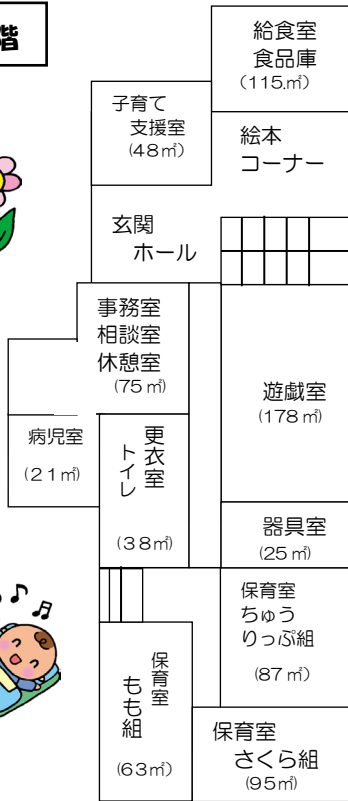


〒939-8081

富山市堀川小泉町1-16-24

TEL・FAX (076) 421-9456

1階



園庭



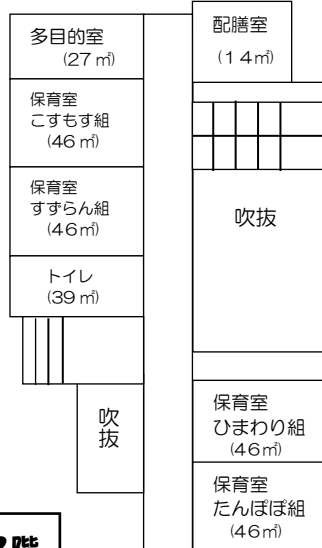
【施設の概要】

(1) 敷地面積 1,852.03㎡

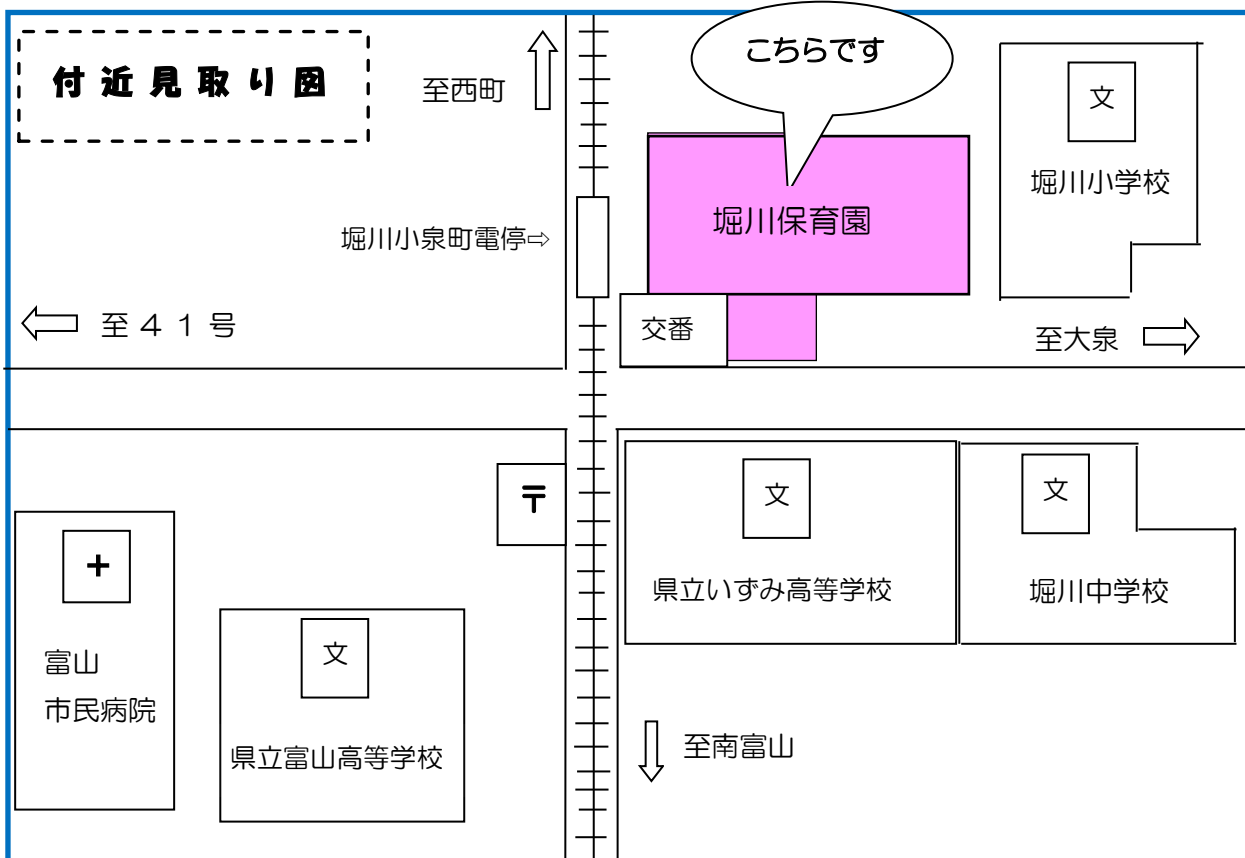
(2) 建物延面積 1,286.43㎡

(3) 建物構造 鉄筋コンクリート
2階建て

2階



付近見取り図



堀川保育園重要事項説明書

1 事業の目的

堀川保育園（以下、「当園」といいます。）は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう良好な環境のもと、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- 環境を通して養護と教育を一体的に行う保育の実践に努めます。
- 一人一人の子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちが安心かつ安全で楽しく生活できるよう努めます。
- 様々な体験や、人との関わりを通して、思いやりや優しさが育まれるよう努めます。
- 自ら「遊び」「考え」「行動」し、意欲的に活動する子どもを目指します。
- 家庭との信頼関係を深めながら、子育てを目指します。また、地域の子育て家庭に対する支援を行います。

3 当保育園の概要（R6.4.1）

| | |
|-------------|--|
| 名称 | 社会福祉法人あおぞらこども福祉会 堀川保育園 |
| 児童福祉施設認可年月日 | 昭和26年12月13日 |
| 開所年月日 | 昭和26年11月15日（富山市立堀川保育所として開所） ※令和5年4月1日より新たに民間として開園 |
| 経営主体 | 社会福祉法人あおぞらこども福祉会 |
| 園長氏名 | 藤井 節子 |
| 認可定員 | 165人 |
| 利用定員(年齢別) | 3歳以上児 95人 1.2歳児 54人 0歳児 16人 合計 165人 ※定員数は今後、変更することがあります。 |
| 職員数 | 45名 |
| 特別保育の実施状況 | 時間外（延長）保育 親子サークル 延長保育（20時まで）・休日保育・年末保育事業 |
| 職員への研修実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事の資質を高めるために全ての職員に実施（こども支援課主催の研修やキャリアアップの研修等に積極的に参加し保育の質の向上に努めています。） |
| 嘱託医 | 八木小児科 八木 信一 青木歯科医院 青木 富実子 |

4 保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図るために養護と教育を一体とした保育を行うとともに、保護者及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

5 保育方針

- 一人一人の子どもの生きる喜びと生きる力の基礎を育む。
- 養護と教育が一体となった保育を通して、一人一人の子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる安心した環境作りに努める。
- 地域の人々や関係機関、保護者とよりよい協力関係を築きながら、家庭と地域の子育てを支える。

6 保育目標

〇一人一人の子どもの可能性を十分に伸ばし、心身ともに健やかで主体的に生活できる子どもを育てる。

- ・心身ともに健康で元気な子ども
- ・思いやりのある優しい子ども
- ・自分で考え意欲的に遊ぶ子ども

7 教育・保育の内容

- ・環境を通して養護と教育を一体的に行う保育の実践に努めていきます。保育士等は、子ども一人一人を尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。
- ・全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあい、安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通い合う思いやりのある保育に努めていきます。
- ・地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。
- ・小学校教育との円滑な接続に配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うために、子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育に努めていきます。

8 教育・保育内容の特色

- ・異年齢児保育と年齢別保育を取り入れながら、子どもたちの自主性を尊重し、遊びや友達関係が豊かになるように、一人一人の発達に合わせた教育・保育をしています。
- ・様々な体験活動を通して、身近な自然に触れ、好奇心や探究心を高めていくようにしています。
- ・地域の方々との交流を通して、人を思いやる優しい心を育みます。(文化展出展、地域の敬老の集い参加)

園外保育

- ・季節の変化を感じながら、のびのびと遊ぶことによって開放感を味わい、自然に対し興味や関心を持ち、自然体験活動によって、自律性や仲間との協調性を育てています。
- ＜春・秋の遠足＞・・・自然に親しみ、身体を思い切り動かして遊び、友達との関わりや異年齢の交流を深めています。
- ＜立山青少年自然の家園外保育＞・・・森の探険や沢登りなどを通して様々な発見をし、夏の自然体験活動を楽しみます。また、チューブそり滑りや、雪山の散策を通してのびのびと体を動かし、冬の自然体験活動を楽しみます。(5歳児)
- ＜プラネタリウム観覧＞・・・星の話を聞いたり、見たりして、夏の星座に興味を持てるようにしています。(5歳児)

お茶教室

- ・日本の伝統文化に触れ、親しみを持てるようにしています。(5歳児)

音楽教室

- ・様々な楽器の音色に親しんだり、音楽に合わせて身体を動かしたりしながら、音楽の楽しさを味わい、豊かな情緒を育てています。(4・5歳児)

9 職員構成 (R6.4.1 現在の人数)

園長 藤井 節子 副園長 谷口 記子



| 園長 | 副園長 | 主査保育士 | 主任保育士 | 保育士 | 看護師 | 栄養士 | 調理員 | 用務員 | 事務員 | 小計 | その他 (嘱託・臨時等) | | | | 合計 | 嘱託医 |
|----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----------------|-------|------|-----|----|-----|
| | | | | | | | | | | | 嘱託保育士 | 臨時保育士 | 保育補助 | 看護師 | | |
| 1 | 1 | 2 | 2 | 13 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 27 | 7 | 8 | 1 | 1 | 44 | 2 |

※事務長（あおぞらこども福祉会としてみかど保育園と堀川保育園に在職）

10 開園日・開園時間及び休園日

| 開園日 | 開園時間 | 保育提供時間 | 延長保育時間 | 備考 |
|------------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------|
| 月曜日 ～ 金曜日 | 7:00 ～ 20:00 | 保育標準時間 7:00～18:00 | 18:00～20:00 | |
| | | 保育短時間 8:30～16:30 | 7:00～ 8:30 16:30～20:00 | |
| 土曜日 | 7:00 ～ 20:00 | 保育標準時間 7:00～18:00 | 18:00～20:00 | 保護者の方が、お仕事の 場合でお願いします |
| | | 保育短時間 8:30～16:30 | 7:00～ 8:30 16:30～20:00 | 保護者の方が、お仕事の 場合でお願いします |
| 休日保育 (日・祝日) 及び 年末保育 | 8:30 ～ 17:30 | 保育標準時間 8:30～17:30 | 日・祝日は 延長保育はありません | 保護者の方が、お仕事の 場合に限りませ |
| | | 保育短時間 8:30～16:30 | | 保護者の方が、お仕事の 場合に限りませ |

※1/1～1/3は、すべてのお子さんが、休園日となります。

※延長保育、休日保育、年末保育の利用に当たっては、別途、保育料が必要となります。

(休日保育のみ振替可)

1.1 給食等について

(1) 当園の給食

当園の食事は、富山市こども保育課の管理栄養士が献立を作成しており、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。また、給食は、給食室で調理し衛生管理や食事環境にも十分留意しています。

《食事内容》

| | | |
|--|---|---|
| <p>0歳児 お子さん一人一人の発育にあわせてミルクや離乳食を提供します。</p>  | <p>1～2歳児 主食・副食・おやつ(午前・午後)を提供します。</p>  | <p>3～5歳児 副食・おやつ(午後)を提供します。 ※主食は家庭から持ってきてください。ご飯の目安は110gほどです。</p>  |
|--|---|---|

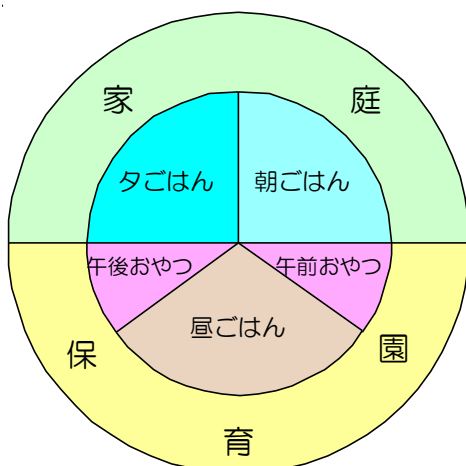
おやつ役割

乳幼児の胃はまだ小さく、一度に多くの量を食べる事ができないので、おやつは、一日3回の食事と同様にエネルギーや栄養素、水分を補給するためにとっても大切です。

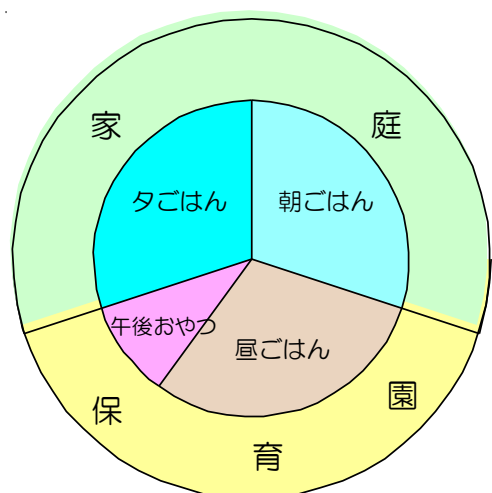
内容や量(一日150～200kcal程度)、時間を配慮して、楽しく食べられるようにしています。

《1日の栄養摂取の割合》 ※ 栄養摂取の割合は目安です。

0～2歳児



3～5歳児



保育園では、0～2歳児は一日の約50%、3～5歳児は一日の約40%のエネルギーや栄養素の量を目安に、食事やおやつを提供しています。

(2) 食事の推進



保育園では、食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。

食と健康

健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

食と人間関係

食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養います。

食と文化

食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、つくり出す力を養います。



いのちの育ちと食

食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にする力を養います。

料理と食

食を通じて、素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに興味を持つ力を養います。



- ◎ ご家庭へは、毎月給食だよりを発行して、献立や食事に関する情報をお届けします。
- ◎ 毎月19日は食育の日とし、テーマに添った献立を実施します。
(令和6年度のテーマ「日本の味めぐり」です)
- ◎ 一日元気に過ごすために、朝食（授乳も同様）を摂りましょう。
- ◎ 手洗い、食前・食後の挨拶、食事の準備や後片付けなどをご家族で一緒にし、食に関する会話を増やすことでお子さんの様々な力を引き出し、食べるのが好きなお子さんに育てましょう。

★離乳食について

お子さんが、家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容（食品の種類や形態）や量で、無理なく進めていきます。

(3) 食物アレルギーについて

アレルギーの方は、医師に、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を記入してもらい園の方に提出して下さい。それに基づき、お子さんが安全に保育園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事（代替食・除去食）を提供します。

除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回、保育園での最大摂取量を食べても、症状が認められないことを確認してから行います。

尚、『保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表』は、医師の判断を受け、毎年、新たに提出して下さい。解除された食物については、担任の方に申し出て下さい。解除届をお渡ししますので、提出して下さい。

12 利用料金について

(1) 保育料

0・1・2歳児（特定教育・保育に係る利用者負担）

※当該市町村が定める保育料を口座振替により富山市へ納めていただきます。

3・4・5歳児

※3、4、5歳児の保育料は、無償化です。副食費のみ法人に納めていただきます。

(2) 給食・副食費

| 区 分 | 副 食 費 | | |
|--------------------------|-------|---|------------|
| 3～5歳児 | 1ヶ月 | 5,200円（おやつ込み） 但し、富山市より700円の補助が出ますので、 実際は、4500円納入していただきます。 | 法人へ 納入 |
| 0～2歳児 (4月1日 現在の年齢) | 1ヶ月 | 従来通り（給食費は保育料の中に含まれています） | 富山市へ 納入 |

※所得等の条件により免除の対象となる場合は、個別に案内します。

※口座振替により納入していただきます。3歳児（年少）になられましたら、納入先が市から法人に替わりますので、新たに、口座振替の手続きをお願いします。

（法人より口座振替依頼書をお渡しします）

※3歳以上児は主食を持参していただきます。忘れた場合は、パックご飯を用意しますので、1食50円集めさせていただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（予定）

入園準備教材費 …… 900円～4,900円程度

保護者会費 …… 月額 400円

サッカー教室代（5歳児）…… その年の5歳児の園児数により異なります。

音楽教室代（4・5歳児）…… その年の4・5歳児の園児数により異なります。

※上記の他、遠足などの行事に必要な経費等についてはその都度集めさせていただきます。

(4) 延長保育料

| | 時 間 | 料 金(円) | |
|------------------------------|-------------|-------------|--------|
| | | 日額 | 月額 |
| 2・3号認定保育標準時間 (7:00～18:00) | 18:00～19:00 | 300円 | 5,000円 |
| | 18:00～20:00 | 600円 | 8,000円 |
| 2・3号認定保育短時間 (8:30～16:30) | 7:00～ 8:30 | 300円 | 5,000円 |
| | 7:30～ 8:30 | 200円 | 3,500円 |
| | 16:30～17:30 | 200円 | 3,500円 |
| | 16:30～18:00 | 300円 | 5,000円 |
| | 18:00～ | 保育標準時間と同様です | |

○早朝、長時間、延長保育を利用される方は、申請書を提出してください。

○日額から月額、または月額から日額に変更される場合は、「延長保育利用停止・変更届」を変更される月の前月15日までに提出し、変更されることをお知らせください。

○延長保育料の集金は、月末締めで次月10日（休みの場合は次日）に請求金額明細をお渡します。集金袋に代金を入れて玄関に設置してある園の集金ポストに入れて下さい。

1 3 当園と保護者との連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。毎日、目を通された後サインをお願いします。

また、『コドモン保護者用アプリ』を利用し、保護者の方からの欠席連絡、保育園からの諸連絡を行っています。（玄関の掲示板でもお知らせすることがあります。）

『コドモン保護者用アプリ』にて、月に1回、園だより、保健だより、給食だよりを配信し、月の行事や共通連絡事項、健康面・衛生面についての留意点などをお知らせします。（印刷したのも玄関に準備してあります。）他に不定期にクラスだよりや年齢別だよりを配信します。

※入園の際に「保護者用スマートフォンアプリのご案内」をお渡ししますので、ご参照下さい。

1 4 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合は教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（2・3号）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障、又は困難が生じたとき



1 5 緊急時における対応方法

- (1) アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて当園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。
又、不審者侵入時に対応するマニュアルを作成し避難方法などの対策を講じています。
- (2) 緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。また、災害発生時の臨時休園や行事の日程変更等、情報を迅速にお伝えするため、「コドモンお知らせ一斉配信」を使用する場合があります。

1 6 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・土砂災害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。

年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

※毎年4月に災害時における緊急避難場所を表記したものを書面にて配布しています。（下記参照）

| 避難場所 | 火 災 の 種 類 | | | | | |
|--------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| | 火 災 | 地 震 | 洪 水 | 津 波 | 土砂災害 | 竜巻突風 |
| 第一避難場所 | 保育園園庭 | 保育園園庭 | 保育園2階 保育室 | 保育園2階 保育室 | 保育園2階 保育室 | 保育園遊戯室 |
| 第二避難場所 | 堀川小学校 グラウンド | 堀川小学校 グラウンド | いずみ高校 | いずみ高校 | いずみ高校 | 保育園遊戯室 |
| 第三避難場所 | いずみ高校 | 堀川小学校 体育館 | いずみ高校 | いずみ高校 | いずみ高校 | 保育園遊戯室 |

17 クラス編成 (R6.4.1 現在の人数)

園長 藤井 節子 副園長 谷口 記子

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 | 組担任 |
|---|----|----|----|----|----|----|-----|-------------------------|
| こすもす組 | | | | 7 | 8 | 7 | 22 | 3名 |
| すずらん組 | | | | 7 | 7 | 7 | 21 | 3名 |
| ひまわり組 | | | | 7 | 8 | 7 | 22 | 3名 |
| たんぼぼ組 | | | | 6 | 8 | 7 | 21 | 3名 |
| ちゅうりっぷ組 | | | 25 | | | | 25 | 7名 |
| さくら組 | | 23 | | | | | 23 | 6名 |
| もも組 | 4 | | | | | | 4 | 6名 |
| 合計 | 4 | 23 | 25 | 27 | 31 | 28 | 138 | |
| 年齢別担任 | 6名 | 6名 | 7名 | 4名 | 4名 | 4名 | | フリー保育士 1名 調理・保育補助 1名 |
| 看護師 2名 調理員 4名 用務 1名 事務員 2名 | | | | | | | | |

18 年間主要行事予定 (令和6年度)

| 月 | 行事内容 |
|--|---|
| 4月 | ★入園式 ★保育参観及び保護者会総会 |
| 5月 | ★個別懇談会 運動能力測定 (3歳以上児) ○サッカー教室 (年4回) 音楽教室 (年5回 4・5歳児) 春季遠足 (3歳以上児) |
| 6月 | ★保育参加 ○お茶教室 (年7回) |
| 7月 | ○自然体験 (立山青少年自然の家) 七夕の集い プール開き 同窓会 |
| 8月 | プール遊び 夏祭り 市の交通安全教室 |
| 9月 | ○校下敬老会 ●なかよし運動会 (3歳以上児) |
| 10月 | 秋季遠足 (3歳以上児) ●ふれあい運動会 (3歳未満児) ○校下文化祭作品出展 |
| 11月 | 球根植え (4歳児) |
| 12月 | ▲祖父母参観 ★生活発表会 (3歳以上児) クリスマス会 |
| 1月 | 新年お楽しみ会 ○自然体験 (立山青少年自然の家) ★生活発表会 (0・1・2歳) |
| 2月 | 豆まき会 ★年齢別保育参加及び年齢別懇談会 ★お茶会 (年長児) |
| 3月 | ひなまつり会 お別れ週間 (お別れ会・散歩) ▲感謝の集い ★卒園式 |
| ★は保護者参加 ●は家族参加 ▲は祖父母参加 ○は5歳児のみ参加 | |
| (月例行事) 身体計測 交通安全指導 災害時避難訓練 (保健行事) 内科健診 歯科健診 尿検査 しらみ検査 視力測定 (満3歳以上児) | |

※予定が変更になる場合があります。

19 ディリープログラム

| 時間 | 3歳未満児 | | 時間 | 3歳以上児 | |
|----------------|--------------|--|----------------|---------------|---|
| 7:00 | 早朝保育 随時登園 | 挨拶をし、健康観察を受ける 保育士と一緒に持ち物の始末をし、好きな遊びを楽しむ 排泄、手洗いをする | 7:00 | 早朝保育 随時登園 | 挨拶をし、健康観察を受ける 手洗い、うがいをして持ち物の始末をする 興味、関心のある遊びを自分で選んで楽しむ |
| 9:30 10:15 | おやつ 朝の集まり | 楽しい雰囲気の中で食べる リズム遊び、触れ合い遊び、歌を楽しむ 紙芝居やパネルシアター、エプロンシアターを見る 誕生祝いをする 散歩や園庭、遊戯室で遊ぶ | 10:15 | 朝の集まり (組別) | 社会事象、季節に関する事、約束事などを話し合う 歌やリズム遊び、手遊び、集団遊びを楽しむ 散歩や園庭、遊戯室で遊ぶ |
| 11:15 11:30 | 昼食準備 昼食 | 排泄、手洗いをする 楽しく食事をする | 11:30 | 昼食の準備 | 排泄、手洗い、食事の準備をする 楽しく食事をする |
| 12:30 | 午睡 | 排泄、着替えをする お話や音楽を聴きながら眠る | 11:50 | 昼食 | 歯磨きをする |
| 14:30 | | 目覚めた子から着替える 排泄、手洗いをする | 13:15 | 年齢別活動 自由遊び | 指導計画に基づいて活動する 戸外、室内等で興味、関心のある遊びを選んで楽しむ (夏季は 14:30 まで午睡) |
| 15:00 | おやつ | 楽しい雰囲気の中で食べる 保育士と一緒に持ち物の整理をする 保育室、遊戯室で保育士や友達と一緒に好きな遊びを楽しむ | 15:00 | おやつ | 楽しくおやつを食べる うがいををする 持ち物の整理、翌日の活動に繋がる準備をする 帰りの集いををする |
| 16:00 | 随時降園 | 好きな遊びを楽しむ | 16:00 | 随時降園 | 興味、関心のある遊びを楽しむ |
| 18:00 20:00 | 延長保育 ↓ | おやつを食べ、家庭的な雰囲気の中で遊ぶ | 18:00 20:00 | 延長保育 ↓ | おやつを食べ、家庭的な雰囲気の中で遊ぶ |

20 人権について

- ・子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
- ・人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度、社会の芽生えを培うことを目指して保育を行います。
- ・すべての子どもに必要な援助をしながら、幅広い経験ができるようにします。

21 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、富山市児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

また保育園には、児童虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、通告の義務があります。
(児童福祉法第25条・児童虐待防止法第6条)

22 意見・要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。玄関に「ご意見箱」を設置してありますので、保育園に対するご意見や、子育てに対する悩みなど気軽にご相談ください。

23 個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、富山市個人情報保護条例及び富山市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。

児童並びに保護者の個人情報について、下記の目的のために使用させていただきます。

- ・小学校への円滑な移行が図れるよう、児童の育ちを支えるための資料として、保育所児童保育要録を小学校に送付します。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報を提供します。
- ・富山市内の保育施設等に転所（園）する場合、転所（園）先に対し必要な連絡を行います。

その他、地域の祭り・新聞・TV取材などで、お子さんの写真や名前が外部に出ることがあります。ご都合が悪い場合は、申し出てください。ご意向確認のため、年度初めに承諾書を提出していただきます。

行事などで撮影した写真や動画をSNSなどへ投稿する際は、他の児童やご家族、職員が映っている映像の使用はご遠慮ください。また、防犯上の観点からも十分にご配慮下さい。

24 職員の研修について

保育や子育て支援の質を常に向上させるために、積極的に研修を受講し、職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めています。園内研修や以下に示すような研修を受講しています。

【研修内容】

- | | | | |
|--------------|---------|---------|----------|
| ○乳幼児保育 | ○障害児保育 | ○人権擁護 | ○アレルギー対応 |
| ○食育・調理実習 | ○保健衛生 | ○危機管理対応 | ○施設管理 |
| ○保護者支援・子育て支援 | ○マネジメント | | など |

【主催】

富山市こども保育課・富山市職員研修所・富山県厚生部こども支援課
富山県民間保育連盟・全国保育士会・富山県保育士会・富山県保育連絡協議会
日本保育協会 など

25 保健衛生について

★日々の保育園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気付きから、病気や怪我などの早期発見に努めています。


★手洗い・うがい・歯みがきなどの衛生習慣が身につくようにしています。

★健康な生活を送れるように、内科健診・歯科健診・視力測定・尿検査・身体計測などの健康診断を嘱託医や専門機関と連携しながら行っています。

★安全で衛生的な環境を保つために、保育室や玩具、砂場など生活環境の清掃や消毒を実施しています。

★毎月『ほげんだより』を発行し、身につけて欲しい生活習慣や病気・感染症などの情報を届けます。

★学校等欠席者・感染症情報収集システム（保育園サーベイランス）を活用し、当保育園や地域の感染症状況を保護者の方にお知らせすることで、感染症への早期対応をすすめ、感染拡大防止に努めています。感染症などの情報は、掲示等で随時お知らせします。

《健康で楽しい保育園生活を送るために》 

★登園前にお子さんの健康状態（体温・機嫌・顔色・食欲など）をチェックしましょう。

★予防接種について

- ・感染症の予防に効果的な方法です。
- ・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
- ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
- ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。

【子どもの感染症について ～症状にあわせた対応～】

感染症にかかった場合について

- ①登園を控えるのが望ましい場合は（下記表参照）、医療機関を受診し家庭での看護をお願いします。
- ②感染症に罹患した子どもが登園する場合は、子どもの症状が回復し、健康（全身）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していることが必要です。
- ③登園の際、医師が記入した**意見書**（※1）が必要です。
*意見書が必要な感染症（麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症）
- ④登園の際、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、各**インフルエンザ治癒報告書、新型コロナウイルス感染症治癒報告書**（※1）が必要です。

| | 登園を控えるのが望ましい場合 | |
|-------|---|---|
| 発熱の時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 時間以内に 38℃以上の熱が出る ○ 24 時間以内に解熱剤を使用している ○ 朝から 37.5℃を超えた熱とともに、元気がなく機嫌が悪い ○ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない | |
| | <p>【参考】0～1 歳児の乳幼児の発熱に関する特徴については、下記の場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温調節機能が未熟なために、外気温、室温、湿度、厚着、水分不足等による影響を受けやすく、体温が簡単に上昇する。 ・咳や鼻水などの風邪にみられる症状がなければ、水分補給を十分に行い、涼しい環境に居ることで、熱が下がることもある。 ・0歳児が、はじめて発熱した場合には、突発性発しんの可能性もある。 ・0歳児が、はじめて発熱した場合には、熱性けいれんを起こす可能性もある。 ・発熱がある、機嫌が悪いなどの様子とともに、耳をよく触る姿が見られる時は、中耳炎の可能性もある。 | |
| 下痢の時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ○ 下痢と同時に、いつもより体温が高い ○ 機嫌が悪く、元気がない | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事や水分を摂ると、その刺激で下痢をする ○ 朝、排尿がない ○ 顔色が悪く、ぐったりしている |
| 嘔吐の時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 24 時間以内に、2 回以上の嘔吐がある ○ 食欲がなく、水分も欲しがらない ○ 顔色が悪くぐったりしている | <ul style="list-style-type: none"> ○ 嘔吐と同時に、いつもより体温が高い ○ 機嫌が悪く、元気がない |
| 咳の時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間しばしば咳のために起きる ○ 呼吸困難がある ○ 少し動いただけで咳が出る | <ul style="list-style-type: none"> ○ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がある ○ 呼吸が速い |
| 発しんの時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発熱とともに発しんがある ○ 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された ○ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない ○ 浸出液が多く他児への感染の恐れがある | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発しんが顔面等にあり、患部を覆えない ○ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう |

【平成 30 年 厚生労働省 保育所における感染対策ガイドラインから】

※1 意見書、インフルエンザ治癒報告書、新型コロナウイルス感染症治癒報告書は、保育園においてありますが、市のホームページからもダウンロードすることができます。（例：次のページ）

富山市トップページ→市民の皆様→福祉（保育所等）

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kodomokateibu/kodomohoiku/hoikujo.html>

意見書（医師記入）

保育施設長様

児童名 _____

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、____月____日から
登所（園）可能と判断します。

____年____月____日

医療機関 _____

医師名 _____

<かかりつけ医のみなさまへ>

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、意見書の記入をお願いします。

<保護者のみなさまへ>

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活が可能な状態と判断され、登所（園）を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出してください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登所（園）のめやす |
|------------------------------|------------------------------|---|
| 麻疹（はしか）※ | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過していること |
| 風しん | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮化（かさぶた化）していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱）※ | 発熱、充血等の主な症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を使用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療を終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等） | 明確に提示できない | 医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はなく、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※ 必ずしも治療の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

《インフルエンザについて》

インフルエンザは登園時に、意見書は要りませんが、保護者の方に記入してもらった「インフルエンザ治癒報告書」の提出が必要です。（インフルエンザ治癒報告書は園にありますので、申し出て下さい。）

※下例参照

一例一

【保護者記入様式】

令和 年 月 日

インフルエンザ治癒報告書

保育施設長様

児童名 _____

上記の者は、インフルエンザ（疑いを含む）を発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し治癒しており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

記

1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄）を記入してください。

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所（園）可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

| 発症日からの日数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 |
|----------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 月/日 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 発熱の有無 (いずれかに○) | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 発熱がなかった場合 | 症状が出た日 | | | | | | 登園可能 | | | |
| 発熱があった場合 | 解熱日 | | | | | | | | | |
| | | 解熱日 | | | | | | 登園可能 | | |
| | | 解熱日 | | | | | | | | |
| ※解熱日より、登所（園）が可能な日異なる | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | | |
| | | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | |
| | | | | | | | 解熱日 | | | 登園可能 |

※ の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症3日目以降に解熱した場合は、解熱日が1日延びるごとに1日ずつ出席停止期間も延びていきます。

2 診断名 インフルエンザ（A型・B型）

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

3 発症日 令和 年 月 日（ ）

4 受診日・受診先 令和 年 月 日（ ） 医療機関名 _____

5 欠席した期間 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

※インフルエンザ（疑いを含む）の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名 _____

記載例

【保護者記入様式】

11/21に発熱し、降所(園)される。翌日11/22に受診。
11/22の午後まで発熱が続いた後、寝る前に解熱した
立山 花さんの場合。

令和 年 月 日

登所(園)する日を記入

インフルエンザ治ゆ報告書

保育施設長様

児童名 立山 花

上記の者は、インフルエンザ(疑いを含む)を発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し治ゆしており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

記

- 1 発症日からの経過(「月/日」「発熱の有無」の欄)を記入してください。
発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所(園)可能な日を過ぎてても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

| 発症日からの日数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 |
|-------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月/日 | 11/21 | 11/22 | 11/23 | 11/24 | 11/25 | 11/26 | 11/27 | 11/28 | 11/29 | 11/30 |
| 発熱の有無 (いずれかに○) | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 発熱がなかった場合 | 症状が出た日 | | | | | | | | | |
| 発熱があった場合 | 解熱日 | | | | | | | | | |
| | | 解熱日 | | | | | | | | |
| | | | 解熱日 | | | | | | | |
| ※解熱日より、登所(園)が可能になる日が異なる | | | | | | | | | | |

熱が途中で下がった11/22は「解熱日」とする。
この後、発熱のない3日を経過し、かつ発症後5日を経過しなければならぬ。

- ※ [] の部分は、出席停止の期間です。
- ※ 発症3日目以降に解熱した場合は、解熱日が1日延びるごとに1日ずつ出席停止期間も延びていきます。

- 2 診断名 インフルエンザ (A型・B型)
※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。
- 3 発症日 令和 元年 11月 21日 (木)
- 4 受診日・受診先 令和 元年 11月 22日 (金) 医療機関名 富山こども医院
- 5 欠席した期間 令和 元年 11月 22日 (金) ~ 令和 元年 11月 26日 (火)

※インフルエンザ(疑いを含む)の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名(自署) 立山 令子

《薬の取り扱いについて》



薬を持参しないことが原則です。ただし、医師の指示により、病気の回復期であっても、保育園にいる間に薬を飲まないと、再び症状が悪化する恐れがある場合に限り保護者の方に代わって保育士が与薬を代行します。

★ 与薬の代行ができない薬について

- ・保護者の個人的な判断で持参した薬
- ・市販の薬
- ・解熱剤
- ・鎮痛剤
- ・座薬
- ・吸入薬



※上記以外の薬でも、「咳がでたら・・・」「熱がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」などのように、症状の判断を必要とする場合は、園では対応できかねます。

★ 与薬の代行ができる場合について

- ・薬は医師の処方されたものに限りませう。
- ・万全を期するため「くすり連絡票」に必要事項を記載していただき、「薬剤情報提供書」を必ず添付し、薬を直接、職員に手渡して下さい。（5日間連続のかぜ薬などの場合も、毎日「くすり連絡票」に記入して提出して下さい。）
- ・薬は1回分のみを持参してください。水薬も小さな容器に1回分を移して、持参して下さい。また薬の袋や容器には、お子さんの名前をフルネームではっきりと記入して下さい。
- ・外用薬（点眼薬・軟膏類など）については、保育園でどうしても与薬が必要と医師から指示された場合のみ対応しますので、保育園へご相談ください。
- ・医師の診察を受ける際は、お子さんが〇時から〇時まで保育園に通っていることを伝え、医師の方に、朝、晚一日2回の内服にして頂けるようご相談下さい。よろしくお願いします。

※「くすり連絡表」の見本は次ページをごらん下さい。

見本

くすり連絡票

令和 年 月 日

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|------------|--|
| 依頼者 | | 組 氏名 | 組 |
| 病院名 | | | |
| 病名（または症状） | | | |
| くすりの処方日 | 年 | 月 | 日（1回分のみ持参） |
| くすりの剤型 | 粉 ・ 液体 ・ 軟膏 ・ 点眼薬 その他（ ） | | |
| くすりの種類（数） | 種類 | | |
| 保管方法 | 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ ） | | |
| くすりの内容 | かぜ薬 ・ 整腸剤 ・ 咳止め 抗生物質 ・ その他（ ） | | |
| 薬剤情報提供書 | あり（ ※添付がない場合はお預かりできません ） | | |
| 与薬時間 | 昼食後 ・ その他（ ） | | |
| 連絡事項 飲み方など注意することがあればお知らせください | | | |
| 保育所記載 | くすり 受領者 サイン | 与薬者 サイン | 実施状況 与薬時間 時 分 ・ 完全に飲んだ ・ その他（ ） |
| | | | |

新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

保育施設長様

児童名 _____

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、0日目とします。無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

| 発症日からの日数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
|-------------------|-----|------|------|------|------|------|---------|-----|-----|
| 月/日 | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 発熱の有無 (いずれかに○) | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 無症状 | 発症日 | | | | | | 登所（園）可能 | | |
| 1日目に症状軽快 | | 症状軽快 | | | | | | | |
| 2日目に症状軽快 | | | 症状軽快 | | | | | | |
| 3日目に症状軽快 | | | | 症状軽快 | | | | | |
| 4日目に症状軽快 | | | | | 症状軽快 | | | | |
| 5日目に症状軽快 | | | | | | 症状軽快 | | | |
| 6日目に症状軽快 | | | | | | | | | |

※ は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。

※最低でも5日間は、出席停止となります。発症5日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

2 発症日 令和 年 月 日 ()

3 検体採取日 令和 年 月 日 ()

4 受診日・受診先 令和 年 月 日 () 医療機関名 _____
(受診した場合)

5 欠席した期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
(出席停止期間) ※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署） _____

【記載例】

5/10に発熱して、翌5/11に受診。5/12まで発熱があり
5/13に、解熱し症状が軽快した場合

新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

保育施設長様

児童名 富山 花子

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、0日目とします。無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

| 発症日からの日数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 月/日 | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | / | / |
| 発熱の有無 (いずれかに○) | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 | 有 無 |
| 無症状 | 発症日 | | | | | | | | |
| 1日目に症状軽快 | | 症状軽快 | | | | | | | |
| 2日目に症状軽快 | | | 症状軽快 | | | | | | |
| 3日目に症状軽快 | | | | 症状軽快 | | | | | |
| 4日目に症状軽快 | | | | | 症状軽快 | | | | |
| 5日目に症状軽快 | | | | | | 症状軽快 | | | |
| 6日目に症状軽快 | | | | | | | 症状軽快 | | |

症状が軽快した5/13に○を付けてください。
症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。

※ は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。

※最低でも5日間は、出席停止となります。発症5日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

2 発症日 令和 **5**年 **5**月 **10**日（**水**）

3 検体採取日 令和 **5**年 **5**月 **11**日（**木**）

4 受診日・受診先 令和 **5**年 **5**月 **11**日（**木**）医療機関名 梅クリニック
(受診した場合)

5 欠席した期間 令和 **5**年**5**月**10**日（**水**）～ 令和 **5**年**5**月**15**日（**水**）
(出席停止期間)
※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

令和**5**年 **5**月 **16**日 ←登所(園)する日を記入

保護者氏名(自署) 富山 太郎